

映画の上映に関する契約書ひな型例

- 本ひな型例は、映画の制作会社や製作委員会、配給会社、個人の制作者のような配給者が映画館等の劇場を有する会社等に上映の依頼をする場合を想定した契約書です。基本的には、文化庁が令和 4 年 7 月に公表し令和 6 年 10 月に改訂された「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」や映画制作業界における慣行を反映させたものです。
- ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。また、本ひな型例では、上映に関する基本的な条件については表の形で記載し、調整・変更を行いやすいように体裁を整えています。
- 【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください。 具体例：イベントを【開催する・開催はしない】→イベントを開催する（第 9 条）
- 本ひな型例は、基本的には、配給者から上映会社等に提示することを想定したものです。他方、上映会社等から契約書が提示された場合、配給側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、配給側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、上映側が提示する契約書を活かしつつ、配給側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、上映に関連する基本的な条件については表で参照しやすいように配置する一方、それ以外の部分については、配給側として追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。

ひな型（案）	コメント（解説骨子）
●●●●（以下「配給者」という。）と ●●●●（以下「上映者」という。）は、 配給者が配給する映画の上映について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。	

第1条（配給映画） 1 配給者が上映者に対し配給する映画の著作物（以下「本映画」という。）及び配給の条件は、以下のとおりとする。 ※表は省略。映画の上映に関する契約書ひな型例（解説なし）をご参照ください。 2 上映者は、別途当事者間の書面による合意がない限り、前項の条件に従い本映画を上映し、配給者と興行収入を分配しなければならない。	・ 契約では、お互いに何を依頼しているか、齟齬のないよう理解する必要があります。配給に関する契約では、具体的に配給する映画の特定や、上映する映画館、上映形態や上映期間のほか、収益の配分についても取り決めます。 ・ 本ひな型例では、第1条1項部分に表を設け上映契約で決めておく事項を取りまとめてあります。希望する条件に併せて、●部分を埋めたり、【】部分を選択するなどします。また、物品販売（物販）についても販売の有無や条件について記載できるようにしています。ひな型の表にリストを記載する形でも構いませんし、記載するものが多い場合には「別表」という形で契約書の末尾に追加する形でも構いません。 ・ また、取り決めた内容は契約上の義務となりますから、それを確認する意味で、2項にその旨記載しています。 ・ 尚、本契約書においては、劇場・配給が合意する「ミニマム」の合意事項を記載し、劇場公開後の興行成績に応じて延長・拡大等の取り決めに別途交わすことが考えられます。
第2条（上映の許諾） 1 配給者は、上映者に対し、本映画の複製物（フィルムプリント、DCP、Blu-ray disc 等、媒体の種類を問わない。）を頒布し、かつ、上映者が前条1項記載の上映劇場において上	・ 本ひな型例において、配給を行うことが、著作権法上でどのような整理がされるかを整理したものです。 ・ 映画の配給では、完成したマスターテープをそのまま貸すのではなく、マスターテープのコピーを譲渡又は貸与

映することを非独占的に許諾する。 2 上映者は、前項で頒布された本映画の複製物を複製してはならず、前条1項記載の条件以外の目的で使用（内容の編集、改変、第三者への譲渡、貸与を含むが、これらに限られない）してはならない。	していくことになりますが、これを著作権法では「頒布（2条1項19号）」といい、公衆の前で映画を上映することは「上映（同項17号）」と、それぞれ定義します。そのため、法律に従って「頒布」を行い、「上映」を許諾することをここで明確にしています。 ・その一方で、著作権には「複製権（コピーを作ること）」「公衆送信権（インターネットにアップロード等を行うこと）」等の様々な権利がありますが、映画の配給に必要な部分以外については許諾する必要がありませんので、後々のトラブルを防ぐためにも、齟齬のないよう、配給に不要な部分は許諾しない旨を2項で明記しています。 ・本ひな型例では第1項で「非独占的に許諾する」と記載しています。これは、複数の上映者に対して配給することを前提としているからです。これを「独占的に許諾」とすると、契約で任せた以外の上映者と契約することができなくなります。そうすることで上映期間や収益配分の有利な条件を引き出せるのであればそうすることも一考の価値がありますが、そうでない場合には、「非独占的に許諾する」とした方が良いでしょう。
第3条（頒布） 配給者は、上映者に対し、前条1項の上映期間の始期の前日から起算して5営業日前までに、本映画の複製物	・ 本条は映画のスケジュールに合わせ、本映画の複製物を渡すよう締め切りを設けるものです。 ・ スケジュールどおりに上映を行う必

を引き渡して頒布するものとする。	要性があること、そのためにも第4条で検収（不良品のチェック）を設けているため、それを見越した期間が必要であることから、一定期間の余裕を設けた設定をしています。 ・本映画の複製物を渡すことは上映の大前提であり、それを用意することは配給側の義務となりますので、違反のないよう遵守する必要があります。
第4条（検収） 1 上映者は、前条の頒布を受けた後、2営業日以内に本映画の複製物に瑕疵がないかの検収を行うものとする。 2 上映者が本映画の複製物を受領してから2営業日を過ぎても配給者に対して本映画の複製物の瑕疵についての通知が行われない場合、当該複製物は検収に合格したものとみなす。 3 上映者による本条1項の検収の結果、頒布された本映画の複製物に瑕疵が発見された場合、配給者は、上映者に対し、直ちに瑕疵のない本映画の複製物を引き渡すものとする。 4 前項により引き渡された本映画の複製物の検収についても、本条に従うものとする。	・第3条で引き渡された本映画の複製物について、上映側が検収（チェック）することを求めています。 ・検収の結果、瑕疵（不良品）があれば、そもそも本来行うべき「頒布」がされたことにはなりませんので、直ちに瑕疵のないものを送り直す必要があります。 ・一方で、検収そのものが遅れてしまう場合にまで配給側で頒布の責任を負うことは不合理です。そのため、検収には期間制限を設けて、その期間を過ぎた場合には、納めた物には問題がないものとして扱い、以後配給側は責任を負わない旨規定しています。

第5条（管理及び返却） 1 上映者は、配給者から受領した本映画の複製物を、善良な管理者の注意を持って保管するものとする。 2 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後、5営業日以内に本映画の複製物を返還する。	・ 1項では、頒布された複製物の管理義務について明記しています。「善良な管理者の注意」とは、業務委託において受託者がその職業や地位、専門家としての能力から通常期待される程度をいいます（民法644条参照）。 ・ 上映期間の終了後、複製物は不要になるほか、違法な複製物の流出を防ぐ趣旨からも、速やかに返還を受ける必要があります。そのため、2項では上映期間終了後は複製物を返還する旨定めています。
第6条（物品販売） 上映者は、第1条1項「物品販売」の記載に従い、同項「上映劇場」において本映画の物品の販売を行うものとする。	・ 映画の上映に併せ、上映劇場でパンフレットやグッズなどの物品販売（物販）を行うことを想定しています。
第7条（分配） 1 上映者は、配給者に対し、本映画の観覧チケットの売上及び物品販売（物販）の売上を、第1条1項の「興行収入分配」、「分配方法」及び「物販収入分配方法」記載に従い、分配する（以下、分配する金銭を「分配金」という。） 【2 上映者は、配給者に対し、 ●●●●年●●月●●日までに、 前項の分配金を計算し通知した うえ、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。	・ 本条は、第1条の定めにしたがって、収益から分配金を支払う旨と、その支払い方法を規定しています。分配金の額が固定なのか、歩合によるのか等の条件に合わせて、適宜選びます。

2 上映者は、配給者に対し、毎月末日までに当月分の分配金の計算を行い通知したうえ、翌月末日までに、配給者の指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は上映者の負担とする。】 【※分配金の支払い方法に応じて、上記2つから選択し、残った一方を削除する。】 3 第1条1項の「興行収入分配」について、「トップオフ（本映画の興業に関する費用として、本映画の観覧チケットの売上から優先的に充当されるもの）」が選択されているもの及び「物販収入の分配方法」に「手数料」が選択されているものについては、前2項で配給者が受領する分配金は、観覧チケットの売上又は物品の売上から「トップオフ」記載の金額又は「手数料」記載の金額を控除し、計算するものとする。	
第8条（広報・宣伝活動） 1 上映者は、第1条1項「上映者による広報・宣伝活動」記載に従い、本映画の広報・宣伝活動を行うものとする。 2 配給者は、上映者に対し、前項の	・ 映画の上映に併せ、上映側で予告編の上映やチラシの配布・備置などの広報・宣伝活動を行う場合を想定したものです。 ・ 広報・宣伝活動のための予告編動画やチラシ等の物品は、通常配給側が有

広報・宣伝に必要な物品を無償で貸与し、本映画の広報・宣伝に必要な範囲で使用することを許諾する。 3 上映者は、配給者から借り受けた前項の物品を、善良な管理者の注意を持って管理するものとする。 4 上映者は、配給者に対し、第1条1項記載の「上映期間」終了後5営業日以内に、配給者の指示に従い、本条2項の物品を返還又は廃棄する。	していることを前提に、それを貸与すること、上映期間の終了後は、配給者の希望に応じて返還・廃棄することを規定しています。
第9条（舞台挨拶等） 1 配給者及び上映者は、本映画の上映に際し、上映者の上映施設において舞台挨拶・トークショーその他の広報・宣伝活動のためのイベント（以下「舞台挨拶等」という。）を【開催する・開催はしない】ことを相互に確認する。 2 前項で舞台挨拶等を開催する場合、登壇者の選定や交渉その他開催に必要な作業については【配給者・上映者】が行うものとする。	・ 舞台挨拶や広報・宣伝活動のためのイベント等を開催するか否か、開催する場合には、必要な作業自体をどちらが行うかを規定しています。
第10条（経費負担） 1 前条の作業に必要な費用が生じる場合、当該費用は【配給者・上映者】が負担する。ただし、第1条の興行収入の分配方法をトップオフとしていた場合を除く。 2 前項以外に本契約上の債務の履行に必要な経費が生じた場合は、別途当事者間で協議を行い、当該経費	・ 舞台挨拶やイベントを開催する場合には、関係者の招聘にかかる交通費や日当その他の費用が発生することが想定されます。そのため、トップオフによって興行収入から経費を差し引く場合を除き、発生した経費についてはどちらが負担するかを定めています。 ・ また、本契約に関わって、舞台挨拶やイベント以外で費用が発生する可能

についていずれが負担するかを決定するものとする。	性もあることから、その場合には別途協議を行う旨明記をしています。
第 1 1 条（監査） 1 配給者は、本映画の上映の実施状況及び本映画の複製物又は宣伝用素材の管理状況の監査のため、事前に上映者から日時の指定を受けたうえ、第 1 条 1 項記載の「上映劇場」及び上映者の事務所に立ち入ることができる。 2 第 1 条 1 項記載の「興行収入分配」において「歩合」を選択した場合、配給者は、上映者に対し、第 7 条 1 項の分配金の計算に必要な上映者の会計帳簿及び計算書類の閲覧を請求することができる。	・収益を上映者と分配するという契約上、実際に劇場で上映を行うことや、物品販売を行うことが配給者の収入に直結します。そのため、契約成立後も、上映者が合意のとおりにより上映や広報・宣伝活動を行なっているかの確認を行う必要が生じた時に備えて、監査の条項を設けました。 ・ 2 項では、分配金が固定ではなく、チケットや物品の売り上げに応じて決定する場合、実際の売上数を確認する必要があるところ、その計算自体は上映者が行い、内部資料として保管することになり、配給者からはその内容を直ちに知ることができません。そのため本ひな型例では、売上に関わる数字の記載された書面については、配給者が開示を求めることができる項目を設けました。
第 1 2 条（知的財産権） 配給者及び上映者は、本映画及び本映画の広報・宣伝用の素材に存する著作権・商標権・特許権その他の知的財産権が、全て配給者又は配給者が指定する者に帰属すること及び第 2 条 1 項に記載するもののほか、上映者に対して何ら譲渡・許諾されるものではないことを相互に確認する。	・第 2 条でも触れていますが、本ひな型例では、映画の複製物を貸与したり、その上映を許諾したり、宣伝・広報用の素材を使用させたりするものの、これらに存在する著作権その他の知的財産権そのものについて譲渡したり、必要な範囲を超えて許諾したりするものではありません。そのため、齟齬が生じないように明記しています。
第 1 3 条（譲渡禁止）	・ 契約の当事者が上映を行う権利や

配給者及び上映者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。	分配金の受領権限等が無断で譲渡すると混乱が生じますので、それを禁止しています。
第 1 4 条（不可抗力による上映の中止・延期） 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本映画の上映が中止・延期となったときは、上映者は本契約に基づく分配金の支払いを拒むことができる。ただし、既に上映を行った期間があるときは、その期間に応じて、配給者は分配金の支払いを請求することができる。	・ 不可抗力により上映が中止・延期となった場合には、配給者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきです。そのため、中止・延期となった場合の分配金の取扱いについて、配給者と上映者が十分に協議し、書面等に記載しておく必要があります。監督や出演者の不祥事によって、映画の公開ができなくなった場合なども、この場合に当たりうるでしょう。 ・ 上映の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本ひな型例では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により上映が中止・延期となったときは、上映者は分配金の請求を拒むことができること、ただし、配給者は、既に上映を行った割合に応じて、分配金を請求することができることを定めています。
第 1 5 条（秘密保持） 1 配給者及び上映者は、本契約により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本契約の遂行以外の目的に	・ 映画においては、作品内容や上映に関する情報、分配金の情報等、秘密事項が多く存在するため、本条は、当事者双方に秘密保持義務を定めるものです。

使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一配給者又は上映者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。 （１）開示を受けたときに既に自己が保有していた情報 （２）開示を受けたときに既に公知であった情報 （３）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報 （４）開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報 （５）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報 3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。	
第16条（契約の解除・損害賠償） 1 配給者及び上映者は、相手方が本契約上の義務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。	・ 仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。例えば、上映者が配給者に無断で映画の上映を行わなかったり、分配金の支払いの計算を誤ったり、それによって配給者に損害が生じた場合には、配給者は、上映者に対して損害賠償請求できる可能性があります。

2 前項による解除の有無にかかわらず、配給者及び上映者は、相手方による本契約上の義務の不履行、不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。	一方で、配給者が期限までに上映に必要な映画の複製物の受け渡しを行わないなどして上映ができず、上映者に損害が生じた場合には、上映者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除された結果、配給者は分配金の支払を受けられなくなることもあります。
第17条（反社会的勢力等の排除） 1 配給者及び上映者は、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。 2 配給者及び上映者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。 3 配給者及び上映者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。	反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画配給においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、配給者と上映者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。
第18条（紛争の解決） 1 配給者及び上映者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。	・当事者間で紛争が生じた場合の取り決めを定めています。 ・第2項は、紛争解決の最終手段として、訴訟提起する場合、相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない旨定めたものです。

2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、配給者が提起する場合には上映者の住所地を管轄する裁判所を、上映者が提起する場合には配給者の住所地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	・文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。
以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。	・ 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。 ・ 本人が署名をすれば、捺印は不要です。
別表 販売物品一覧	・ 物品の販売（物販）をする際に、物品の種類が多く第1条1項の表に記載しきれない場合には、契約書の末尾に追加することも一案です。 この表を利用する場合には、販売する物品の名称や数、単価などを記載することで、より詳細に物品の特定をすることもできます。 本一覧を使用する場合には、契約本文と一緒に留めるなどして、バラバラにならないように注意してください。